

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 障害福祉課 障害者支援係	
許 認 可 等 名	特定障害者特別給付費の支給	
根 拠 法 令	障害者自立支援法	
根 拠 条 項	第34条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5171)	
審 査 基 準	基 準	<p>特定障害者特別給付費の支給決定は、障害者自立支援法第34条に定めるところにより行う。</p> <p>障害者自立支援法（平成17年法律第123号） （特定障害者特別給付費の支給） 第34条 市町村は、施設入所支援、共同生活介護、共同生活援助その他の政令で定める障害福祉サービス（以下この項において「特定入所等サービス」という。）に係る支給決定を受けた障害者のうち所得の状況その他の事情を斟酌して厚生労働省令で定めるもの（以下この項及び次条第1項において「特定障害者」という。）が、支給決定の有効期間内において、指定障害者支援施設若しくはのぞみの園（以下「指定障害者支援施設等」という。）に入所し、又は共同生活介護若しくは共同生活援助を行う住居（以下この項及び同条第1項において「共同生活住居」という。）に入居して、当該指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者から特定入所等サービスを受けたときは、当該特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等又は共同生活住居における食事の提供に要した費用又は居住に要した費用（同項において「特定入所等費用」という。）について、政令で定めるところにより、特定障害者特別給付費を支給する。</p> <p>2 第29条第2項及び第4項から第7項までの規定は、特定障害者特別給付費の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>
	参 考 事 項	<p>(1)介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） (2)障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き</p>
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 （設定しないものについてはその理由）	<p>総日数 90日（障害程度区分認定が必要なもの）・60日（障害程度区分認定が不要なもの）（休日を含む）</p>
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）

審査基準

基準

3 前2項に定めるもののほか、特定障害者特別給付費の支給及び指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者の特定障害者特別給付費の請求に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。